

# 平成30年度 千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止指導者養成研修実施要領

この要領は、千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進事業実施要綱に基づき、次の事業を効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

## 1 事業名

高齢者権利擁護・身体拘束廃止指導者養成研修

## 2 事業の目的

特別養護老人ホームにおいて高齢者介護の指導的立場にある者に対し、高齢者虐待の防止や身体拘束を廃止するために必要な知識や指導方法を修得するための効果的研修を行うことにより、実践的に高齢者権利擁護・身体拘束廃止に向けた取組を行う指導者の育成を目指す。

## 3 指導者の役割

- (1) 千葉県が実施する高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修の企画・立案への参画、又は講師となること。
- (2) その他本県の高齢者権利擁護・身体拘束廃止に係る事業への協力。

## 4 事業内容

### (1) 講義 10 時間

〈内容〉

- 高齢者権利擁護・身体拘束に関する知識
- 身体拘束がもたらす弊害
- 身体拘束廃止に向けた取組

### (2) 演習 13 時間

〈内容〉

- 身体拘束に関する理解
- 身体拘束廃止への課題
- 身体拘束廃止に向けた取組
- 職場研修報告及び意見交換

## 5 研修受講対象者

- (1) 千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修の専門課程を修了した者。
- (2) または、上記の者と同等と認められる者。

6 研修実施日と受講者数

(1) 定員：20名以内

(2) 実施日（講義・演習 5日）

第1日目 平成31年1月29日（火曜日）

第2日目 平成31年1月30日（水曜日）

第3日目 平成31年2月 6日（水曜日）

第4日目 平成31年2月15日（金曜日）

第5日目 平成31年2月20日（水曜日）

7 研修会場

千葉県教育会館会議室（全日）

8 研修受講生としての心得

受講者は、研修の目的をよく理解し、高齢者権利擁護や身体拘束をなくすための取組を指導的な立場から実施する者としての自覚を持ち、指導者として必要な知識と技術の修得に努める。

9 研修修了の認定

所定の研修課程をすべて修了した者に対し、千葉県は修了証書を受講者に交付する。

10 研修受講者の費用負担

受講料は無料とする。

11 関係機関との連携

この事業を実施するに当たり、関係する機関との連絡・連携を十分に行うなど、事業の目的の達成のため、社会資源を有効に活用する。

12 その他の事項について

その他この研修の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、速やかに必要事項について通知する。